

勤務条件について（臨時的任用職員）

令和8年4月1日現在

任用期間		任用要件に応じて設定されます （欠員が生じた場合に必要に応じて採用します。ただし、本務者の休職等に応じ、任用期間を変更することがあります）
勤務時間		週当たり38時間45分
週休日等	週休日・休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、 年末年始（12/29～1/3） ※勤務校に応じて、異なる場合があります。
休暇	年次休暇	継続勤務期間及び当該年度の任用予定期間に応じて、年度で最大20日を付与
	その他休暇	正規職員に準じて認められます
給与	基本給与（給料＋地域手当） ※教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員は教職調整額及び義務教育等教員特別手当も含む	
	経験年数等によって決定されます	
	教諭、養護教諭等 （すべての校種）	約315,000円 ～ 約505,000円（※大卒の場合） ※ 任用される年度末時点の年齢が61歳、62歳の方 約345,000円 ～ 約350,000円（概算） ※ 任用される年度末時点の年齢が63歳以上の方 342,000円（概算）
	実習助手、寄宿舎指導員等 （高等学校及び 特別支援学校）	約309,000円 ～ 約407,000円（※大卒の場合） ※ 任用される年度末時点の年齢が61歳、62歳の方 294,000円（概算） ※ 任用される年度末時点の年齢が63歳以上の方 292,000円（概算）
	学校栄養職員 （特別支援学校及び 市町村立学校）	約257,000円～約300,000円（※短大卒の場合）
	学校事務職員 （市町村立学校）	約267,000円～約301,000円（※大卒の場合）
	諸手当	
	通勤手当、扶養手当、住居手当等を届出により支給	
	期末手当、勤勉手当	
	基準日における任用期間に応じて支給	
	支給日	給料及び諸手当
期末手当、勤勉手当		6月30日、12月10日（当該日が週休日に当たる場合は、前後します。）
退職手当		在職期間等に応じて支給 （引き続いて在職した期間が6月未満の場合は対象外）
その他		正規職員に適用される条例等の規定を適用
社会保険		健康保険：公立学校共済組合 年金制度：厚生年金（日本年金機構） ※40～64歳の方は、介護保険の被保険者となります。
雇用保険		無し ※例外的に、任用期間が6月未満で、退職手当の支給を受ける見込みがない方については加入します。
災害補償		公務上、通勤途上の災害に「地方公務員災害補償法」が適用
服務		地方公務員法の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限等）が適用されます。
その他		・給与から所得税、住民税、共済掛金・厚生年金保険料等を控除して支給 ・任用に伴い住居を移転した場合は、赴任旅費を支給 ・児童手当は、住所地の市町村への請求により支給